

令和5年第3回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和5年3月24日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 真武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員 (2名)

9番 西村 功 20番 菅沼 佳彦

○ 事務局職員出席者

事務局長 野村 隆二
次 長 山本 孝浩
主 査 出口 大悟

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第16号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第17号 農業委員の辞任について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

（印）

会長

議事録署名人 11番 (代田)

議事録署名人 12番 (宮下)

開会 令和5年3月24日 午後4時05分
局長 (野村 隆二君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
定刻となりましたので、ただいまから令和5年第3回農業委員会総会並びに
協議会を開会させていただきます。
まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。
会長 (氣賀澤 道雄君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
コロナも大分數が減ってきましたし、WBCも優勝したということで、いい
話題が出てきております。
一方、非常に暖かくて、土手も草も青々としてしたり、麦の葉っぱも青々と
してきたりしています。この温暖化が秋に向けてどうなるかっていうのを非常
に心配しているところです。
今年もいろいろ問題が出てくると思います。それに対しましてまた要求等が
出てくると思うますが、よろしくお願ひいたします。
また、今日はお忙しい中を集まっていただきましたので、協議のほうが有意
義なものになりますように御協力をお願ひいたします。
以上です。
局長 (野村 隆二君)
続いて会議前の一言と農業委員会憲章朗読、8番 赤羽明人委員、お願ひい
たします。
8番 (赤羽 明人君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
3月24日ということで、一年は早いもんですね、もう4分の1が過ぎたか
なあなんて思うんです。
野球ですね、日本列島が大騒ぎしたんですけども、視聴率も48%なんて今
日の新聞に出ていましたけれども、テレビを見ていると、いまだにいろんなこ
とをわあわあわあわあ言っております。
また、4月になると選挙が始まりますね。駒ヶ根市も県会議員と市会議員の
選挙がありますので、また町中が非常に熱くなるかなあと思います。
桜の花ですが、「高遠の桜が28日に開花予想ということで、31日には満開に
なるなんていうふうなニュースが流れているんですけど、果樹のほうはこれか
ら霜の対策をしなきゃいけないということですが、これだけ地球温暖化が進む
と非常に心配がされます。
先ほど御本人は触れられなかったんですけど、3月の人事異動で課長さんが

栄転っていうことになっております。それから事務の小林さんが退職ということで新聞に載っておりました。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

今、CEKでは宮下一郎さんの国の農業政策が報じられております。私も続けて2回ほど見たんですけれども、30分ぐらいの番組ですけれども非常に参考になるかなあと思います。27日の月曜日まで放送という予定ですので、行政の方も関心がある方は見ていただくといいかなあなんて思います。

リニアの関係でいろいろとお世話になりますけれども、私はJRの出身で、国鉄からJRへ移行するときに非常に大変な苦労をしました。でも、スムーズにJRに移行できたのかなあというふうに考えているんです。

農業のほうは非常に大変な時期に来ております。資材から肥料から光熱費から、非常に高騰しているんですけども、皆さんの英知を結集してこの危機をどうしても乗り越えていかなきゃいけないんじゃないかなあというふうに私は考えております。

私は一市民の立場でこの会議に出席しているんですけども、宮下一郎さんの講演を見て一般の市民の方がどんなふうに見ているのかなあというふうにちょっと考えるんです。

私の現役時代は「親方日の丸」というような非常に厳しい言葉をいただいたんですけども、誠に失礼な話かもしれませんけれども、今の農業に従事される皆さんもその点は似たようなことになっているんじゃないかなあというふうに私自身は考えているんです。

自分から改革するような視点を持っていかないと、外国資本が入ってきたり、大企業が農業にまで進出するようなことになってきたりすると、またまた日本の農業というものが非常に厳しいものになってくるんじゃないかなあなんていうふうに考えております。

任期もあと3か月ちょっとになりましたけれども、一生懸命、任期いっぱい農業委員の仕事を務めていきたいなあと思います。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

（氣賀澤 道雄君）

今日は総会のほうの議事の関係によりまして協議会を先にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

総会はここで休憩といたします。

休憩 午後4時14分

再 開 午後5時05分
会 長 (氣賀澤 道雄君)
総会を再開いたします。
これより令和5年3月1日付、告示第3号をもって招集した令和5年第3回
駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。
委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により
本会議は成立しております。
9番 西村功委員、20番 菅沼佳彦推進委員より欠席の旨の届出がありまし
た。
お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。
日程第1 議事録署名人の指名をいたします。
議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において11番
代田和美委員、12番 宮下修委員を指名いたします。
日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書1ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていた
だきます。
計3件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧くださ
い。
3-1で表示した場所になります。
中割区、[REDACTED]の東1筆1,623m²になります。
1ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は[REDACTED]の経営規模を拡大するため当地を取
得したい、譲渡人は耕作が困難であり譲受人の要請に応じるというものでござ
ります。
許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。
続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧
ください。
3-2で表示した場所になります。
東伊那区、[REDACTED]の北2筆、計275m²になります。

1ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は経営規模を拡大するため当地を取得したい、
譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。
続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページ左側を御覧
ください。
3-3で表示した場所になります。
東伊那区、[REDACTED]の東2筆、計278m²になります。
1ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は現在当地を耕作しており引き続き耕作するた
め当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。
以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは地元委員の補足説明をお願いします。

25番 (米山 茂寿君)
1番の譲受人の[REDACTED]さんは、今現在、[REDACTED]のほうを栽培しております。それで
[REDACTED]の関係の規模を拡大したいということありますので、特に問題等はありません。

以上です。

1番 (村上 英登君)
2番ですけど、譲渡人は障がい者で、息子さんがいるんですけど遠くに住んで
いるので耕作できないってということで、譲受人の要請に応じました。
それで、譲受人には、3年3作以上の耕作——作物を作ってくださいっていうのはしつこく言っておきましたが、[REDACTED]を植える予定で、もう機械もそ
ろえているような感じです。

以上です。

それで、続いて3番ですが、譲渡人は東京に住んでいますので耕作ができない
っていうことで、ここには譲受人が[REDACTED]を植えていますので、当然これからも[REDACTED]を栽培していくっていうことですので、別に問題はないと思います。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

会長 [「なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
議案第12号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書4ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。
場所につきましては5ページの左側を御覧ください。
4-1で表示した場所になります。
北割1区、[REDACTED]の北西1筆406m²になります。
4ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地。
理由でございますが、申請人は自身の孫が居住する借家が孫の子どもの成長とともに手狭になってきたため孫が居住するための住宅用地として使用したいというものです。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見ております。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)
3月4日に現地を確認いたしました。
それで、実は、現地っていうのは、今の地図を見ていただくと分かると思いますけど、何か四角がぼこぼこぼこって並んでいるところまで、実際には今も宅地になっています。3つくらい四角がありますけど、3つくらい建物があります。それで、もう土地改が終わった後からずっとこういう状態というものが現実です。

それで、その中でどうしてこうなったかっていうと、不許可の例外を使わなきやいけないっていうことなんですが、例外を使うには、ここの「████████」つて書いてあるところが 1,000 m³あって、その半分までしか許可できないんで、500 m³に入れたということらしいです。

それで、これがいいのかっていうと、もう農地でもないものを農地としているという、そちらのほうが問題かなあとは思いますが、この件に関して 500 m³に入れてやるっていうのは問題ないというふうに考えます。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入れます。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 13 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書 6 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 7 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 8 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

6 ページにお戻りください。

市場割区、████████ の南西 1 筆 2,793 m³になります。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が 8 区画。

理由でございますが、譲受人は上伊那地域において不動産業を営んでおり新たに特定建築条件付土地を販売するため当地を取得したい、譲渡人は後継者もおらず経営規模の縮小を検討していたことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 5 年 3 月 9 日、農振除外が認可となっており

ます。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして2番でございますが、場所につきましては8ページの右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

町1区、[REDACTED]の東1筆 533 m²になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は高齢のため耕作が困難であり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番でございますが、場所につきましては9ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の東1筆 602 m²になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが結婚を機に住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は病気を患っており農地の維持管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、工業地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番でございますが、場所につきましては9ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の東4筆、計 1,200 m²になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、共同住宅。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおりアパートを建築し収益を図るために当地を取得したい、譲渡人は相続した農地であるが農業経験もないことから農地を手放したいと考えており譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域と

なっておりまして、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。
続きまして 5 番でございますが、場所につきましては 10 ページの左側を御覧ください。

5—5 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] の北 1 筆 101 m² になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農業用倉庫。

理由でございますが、譲受人は農業用倉庫用地として使用するため当地を取得したい、譲渡人は以前より農業用倉庫用地として使用していたが農地法の許可を受けていなかったことから、今回手続を取り譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、農用地利用計画に指定された用途に使用する場合は農用地区域内でも転用できるということになっており、農用地利用計画を農用地から農業用施設用地へ変更済みであります。

続きまして 6 番でございますが、場所につきましては 10 ページの右側を御覧ください。

5—6 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] の南 1 筆 344 m² になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在市内において借家住まいであるが手狭になつたことから住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 5 年 3 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見ております。

7 ページを御覧ください。

続きまして 7 番でございますが、場所につきましては 11 ページの左側を御覧ください。

5—7 で表示した場所になります。

[REDACTED] の北側、[REDACTED] の北 1 筆 362 m² になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであり住宅を新築するため当

地を使用したい、貸付人は孫である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域外となっておりまして、農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として集落接続で見ております。

以上7件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1番ですけれども、私の担当で、2月20日に春日委員と現地確認しました。

地図を見ていただきますと分かるとおり、[REDACTED]の東側になります。それで、[REDACTED]の商品の搬入口に面した[REDACTED]なんですが、周りは家が建っておりまして、なかなか農業しにくい地域となってきております。

あと、雨水については地下浸透等で対応するということでありますので、問題ないというふうに判断しております。

以上です。

11番 (代田 和美君)

2番ですが、地図を見ていただければ分かるように、商店とか住宅に囲まれた一角で、もうここしか農地が残っていないっていうような場所ですので、特別問題ないと思います。

3番 (堀 敏君)

3番ですが、3月9日に現地確認をいたしました。

現地は[REDACTED]の東側の住宅密集地の中にはぽつんと残された農地でございます。

今後、農業を継続していくのはとても不向きな農地であるということで、今回の案件は問題ないというふうに判断をいたします。

それから、4番、場所は[REDACTED]の道を挟んだ東側でございます。

昨年、この土地のすぐ隣に3階建てのアパートが建たりまして、個人住宅、アパートということで宅地化が急速に進んでいる地域で、その隣に今回改めてアパートを建てるということでございまして、ここもやはり農業を継続していくにはやや難しいところだろうということで、特に問題ないというふうに判断をいたしました。

23番 (宮澤 秀一君)

それでは5番6番を併せてお願ひいたします。

5番でございますが、備考欄に書かれておりますように、譲渡人は以前より農業用倉庫を建てて使用しておりまして、農地法の許可を得ていなかつたということであります。いろいろ理由があるようですが、公共下水道の負担金につ

いてはこの土地の分も払ったという本人の思い込みから、どうもこの手続が取られなかったということです。

なお、図面を見ていただきますように、当該地は道路と同じ高さになっておりまして、東側の農地については農地のほうが約1m下ということです。

近隣農地への影響はないということでありますので、お認めをいただければというふうに思います。

それから、6番でございますが、譲受人の名前が2人になっておりますが、奥様のほうのお母さんの実家が西隣の住宅の方であります。

それから、[REDACTED]の譲渡人につきましては、大きく[REDACTED]をされておったんですが、高齢のため、さらには後継者がいないということで[REDACTED]を整理され、それから[REDACTED]を[REDACTED]に変えて人に頼んで耕作していただいているという状況であります。

なお、当該地の東側についてはレベルの状態、それから北側につきましては約1mの石積みがされておりまして、さらに雨水については地下浸透ということで、近隣の農地への影響はないという判断をいたしました。

以上であります。

会長 (氣賀澤 道雄君)

7番ですが、ここは[REDACTED]の左岸でして、[REDACTED]に接したところになっています。

3月5日に村上委員と現地確認をしました。

地図にありますように、「5-7」と書いてある「5」の上になりますが、黒く四角なっていますが、ここまでが農地になっておりまして、破線のある[REDACTED]沿いはぼうぼう木が生えたりカヤが茂ったりしている状況です。

それで、この一部は農地としてはもうほとんど使われておらず、また今後も農地として使うには難しいと判断して、問題ないと判断しております。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第14号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第15号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により15番倉田益式委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔15番 倉田益式君 退場〕

会長

(氣賀澤 道雄君)

議案第15号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査

(出口 大悟君)

そうしましたら議案書11ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和5年3月31日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが2万7,145m²、畑が7,134m²、合計で3万4,379m²でございます。

貸手が8、借手が6となっております。

(2)(3)の表につきましてはお目通しいただきまして、13ページ～15ページに個別の詳細が載っておりますので御確認をお願いいたします。

また、16ページにつきましては、今回解除条件つきの貸借がございましたので、こちらも御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

議案第15号につきまして地元の推進委員の方から補足説明があるようでしたらお願ひいたします。

それに併せて担当地区の内容の確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔各自黙読〕

会長

(氣賀澤 道雄君)

推進委員の方、補足説明はありませんか。

〔発言者なし〕

会長

(氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

(氣賀澤 道雄君)

議案第15号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

	[「異議なし」と呼ぶ者あり] (氣賀澤 道雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。 退席されている委員の着席を求めます。
会長	[15 番 倉田益式君 入場・復席] (氣賀澤 道雄君) ここで議案第 16 号の審議に入る前に申し上げます。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 23 番 宮澤秀一推進委員、24 番 小原正隆推進委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
会長	[23 番 宮澤秀一君・24 番 小原正隆君 退場] (氣賀澤 道雄君) 議案第 16 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
主査	(出口 大悟君) それでは議案書 17 ページをお開きください。 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。 まず農用地利用集積計画総括表を御覧ください。 公告年月日でございますが、令和 5 年 3 月 31 日でございます。 期間の終期でございますが、5 年が田 1 万 4,693 m ² 、10 年が田 8 万 9,467 m ² 、合計で 10 万 4,160 m ² でございます。 貸手が 29、借手は長野県農業開発公社のため 1 となっております。 18 ページ～23 ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。 29 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 54 筆を貸し付けるという内容になっております。 長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。 権利の種類等につきましては、それぞれ御確認ください。 以上について御審議をお願いいたします。
会長	(氣賀澤 道雄君) では、量がありますので時間を取りますので、少し御確認をお願いします。 それに併せまして地元推進委員の方の補足説明があるようでしたらお願ひ

します。

〔各自黙読〕

〔推進委員の発言なし〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第16号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔23番 宮澤秀一君・24番 小原正隆君 入場・復席〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第17号 農業委員の辞任について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次長 (山本 孝浩君)

先ほど協議会で申し上げたことと重複しますが、議案第17号について御説明をいたします。

西村農業委員から辞任願が3月11日付で提出され、また3月31日付での辞任を希望されております。

農業委員会等に関する法律第13条第1項では「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定しております。

また、委員の希望日に辞任することについて法に特段の定めがないことから、希望日に辞任することは問題ありません。

委員の皆様も御承知のとおり、前年に■■■■を患って以降、農業委員としての職務を行うことが困難となっていたことから、西村委員の辞任事由は社会通念上正当な事由に該当するものであると思います。

よって、西村委員から提出された辞任願について委員会として同意するか、また3月31日付での辞任を委員会として同意するか、御審議をいただきたい

会長 と思います。
(氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 17 号について、辞任申出を承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 農業委員の辞任については、
辞任申出を承認することに決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 5 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後 5 時 37 分